
『ふじさわ男女共同参画プラン
2020』改定に向けて
の意見提案

ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

2015年（平成27年）2月

当協議会は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に基づく市のこれまでの取り組みや現状を、年度毎の実績報告や2013年（平成25年）に実施した市民意識調査の結果などから把握し、専門部会における専門的な見地からの意見なども踏まえて、プラン改定に向けての基本的な考え方について審議して参りました。

このたび、審議内容を「ふじさわ男女共同参画プラン2020改定に向けての意見提案」として次のとおりとりまとめましたので、この意見提案を踏まえ、男女共同参画社会実現に向けて取り組みを推進されるよう求めます。

1. プランの全体像について

- 「将来像・3つの基本理念・5つの重点目標」は現行プランのまま継続するのが妥当かと思われまます。
- 意識調査の結果から
 - 「男は仕事、女は家庭」という考え方への質問の回答が経年で変化がないのは、“それがなぜダメなの？”という段階で止まっているからだと感じます。
 - 「男女が平等になるために最も重要と思うこと」への回答で、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」という項目が増えた(平成20年度18.0% 平成25年度21.6% +3.6ポイント)ことと、「女性が職業をもつことについてどのような形が望ましいか」への回答で、「結婚したり、子どもができたりしても、ずっと職業をもつ方がよい」が増えたこと(平成20年度23.9% 平成25年度29.5% +5.6ポイント)は注目すべきだと考えます。
 - ワーク・ライフ・バランスの認知状況は上がっていますが、実現に向けて幅広く種々の課題があり、男女共同参画社会全体に関わっているように感じられます。幅広い年代層にワーク・ライフ・バランスの認知をさらに広げていくことを求めます。
 - 暴力に関して、各事象に沿った対応が必要だと思いますが、根本的には現行プランの中にベースとなる対策が含まれているのではと思います。
- 地域へのプラン趣旨浸透のためには、地域で開催される会議を活用するのがよいのではないかと思います。
- 増加傾向にある単身世帯を意識した施策が必要になってくると思います。
- 増加傾向にある貧困家庭を意識した施策が必要になってくると思います。貧困について学習する機会、労働環境の改善、支援対策が望まれます。

- ホームページを利用した施策やイベント等の周知と、市民が問題解決のため、市のホームページを見たときに、市の事業でなくても国や県のページへのリンクなどにより解決できる仕組みをつくるべきだと感じます。
- 改定に向けて「男性への働きかけ」「防災」「介護」を新しい視点として取り入れるべきだと考えます。
- 「男女共同参画」という名称が馴染みにくく、社会で話題の入口としても使いにくく、結果的に重要な事業プランの足を引っ張る形になっているのではないかと感じます。プラン改定次元では難しいですが、どこかの時点で正式に議事として表わすべきとの思いがあります。

2. 課題・施策の方向・具体的事業について

「重点目標1」人権を尊重した男女共同参画社会づくり

1. 「事業番号02 男女共同参画社会形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施」

都議会ヤジ問題を端緒に、都内の市民有志で院内勉強会（話題提供と参加者ワークショップ）が企画されました。あのセクハラ野次は何を象徴しているのか、前へ進むためにはこれからどうすべきなのかということについて、数多くのアイデアが提案され、メディアでも取り上げられました。この勉強会をきっかけに現在、ソーシャルメディア内で次のアクションを練るグループが立ち上がったりもしています。男女共同参画の分野は、人々の潜在意識から変えていく必要があるトピックがままありますので、単に講演を聞くだけでなく、このように自分の頭で考え、発言し、手を動かす機会に可能性を感じている次第です。

市でも従来からの講演会形式だけでなく、1つのテーマをめぐって参加者同士の意見交換を通じて、さまざまな物の見方を学ぶワークショップ形式開催も検討していただきたいです。

2. 「事業番号03 男女共同参画に関する情報収集と提供」

図書館で男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、女性問題等の図書を探すのが大変だった経験があるので、関連するテーマの本が易く見つけやすいよ

うにしていきたいです。特集するなどの見せ方の工夫も必要かと思いません。

3. 「事業番号 07 心身の発育・発達と性に関する教育の推進」
発見されにくい性暴力被害者にも、たとえ被害にあっても自分を大切にというメッセージを積極的に伝えていく必要があります。またデートDVの防止啓発の視点を教育部門に入れていただきたい。
4. 「事業番号 10 女性のエンパワーメントのための学習の充実」
市民との協働により、女性を対象とした学習機会を提供するために、さらに公民館との連携を深めることを求めます。
5. 「事業番号 11 男性を対象とした男女共同参画学習の充実」
女性セミナーに加えて、男性への働きかけの場の充実を求めます。
6. 「事業番号 15 人権に関する学習機会の充実」
子どもの貧困について、子どもも大人もワークショップ等を通じて学習する必要があると考えます。

「重点目標 2」あらゆる分野への男女共同参画の促進

7. 「課題 4 防災における男女共同参画の推進」を新設
防災計画に「男女の視点」という項目が入るようになりましたが、実際の運用で女性の視点が入るようにさらに進めていっていただきたい。そのためには、防災分野へ女性の登用が必要です。防災会議・市の防災部門・地域の自主防災組織等に女性の登用を求めます。
8. 「事業番号 20 市女性職員の職域拡大と管理・監督者への登用」
市職員の一般職の男女比率に比べると管理・監督者の男女比率が不均衡です。女性の指導的地位を増やすポジティブアクションをまずは市が率先して行うことが必要です。目標を設定し、達成に向けマネジメント能力開発など人材育成策を充実させ、また働き方・人事評価方法等の見直しの必要があると考えます。

高校教員、大学教授に関してはさらに女性登用を進めることが学生へのキャリア教育の観点からも有効だと考えます。

9. 「課題1 政策方針決定過程への女性の参画 施策の方向2 「企業・団体などへの女性登用の促進」へ新規事業の追加

男女共同参画の推進状況に応じた入札加点なども検討する必要があると考えます。

10. 「課題2 男女が平等に働くことができる労働環境の整備 施策の方向1 女性への職業教育・訓練機会の提供」

ハローワークで小さい子どもがいる女性が再就職の相談をしても、再就職の厳しさの説明ばかりだった経験があります。相談に行く市民はどのようにすれば再就職ができるかを聞きたいのです。行政には再就職への具体的な支援を求めます。

11. 「事業番号26 国、県などの労働機関との連携強化」

ワーク・ライフ・バランス、女性に偏りすぎない育児休業、女性の再雇用、などの男性への働きかけを「主な具体的事業」として明確な表現で折り込み、連携強化を図るべきです。

12. 「課題3 地域での男女共同参画の推進 施策の方向1 女性の地域リーダーへの起用促進」

自治会長の女性比率は藤沢市では10%程度です。会で実際に活動している女性は多いですが、会長となると9割が男性という結果になっています。女性比率の目標を掲げるなどの手法で、市から自治会へメッセージを発信することは意義があると考えます。また、自治会で男女共同参画に関するワークショップを開催するなど、男女の意識を変えていく必要もあると考えます。

13. 事業番号34 地域社会への共同参画を促すための学習機会の充実

14. 事業番号36 地域コミュニティを担う若い世代を中心とした異世代協働

地域活動が高齢者主体になってきているため、若い世代への参加の働きかけが必要だと考えます。

「重点目標3」 男女の仕事と生活の調和

15. 男性への働きかけをさらに進める必要があります。一方で、市でセミナーを開催してもなかなか勤労男性は集まらないのが現状だと思います。「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を活用し、商工会議所等と協力しながら、市内企業に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの説明をするなどが有効であると考えます。
16. 長時間労働を無くすためには、従来の男性並みに働くことを標準とするのではなく、男女ともにワーク・ライフ・バランスのとれた働き方にしていくべきだと考えます。
17. 新卒若年層の不払い残業、女子学生の就職難、アルバイトへの過大な負荷という状況があります。雇用形態に関わらず労働環境の中で弱い立場に置かれている男女への支援が必要であると考えます。
18. 課題1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備
施策の方向1（広域連携による男女共同参画社会の促進）を重点目標2に統合し、施策の方向2の仕事と生活の両立支援（ワークライフバランスの推進）の主な具体的事業欄を強化する。事業No. 37は施策の方向2に含める。内、ワーク・ライフ・バランス推進会議は既に設置され事業実績や事業実施計画も詳しく表わされているので、それをプラン中の「主な具体的事業」欄に、要約して表記する。グッドプラクティス（優れた取組み）顕彰も同様。市民意識調査などから育児・介護サービスへのニーズが顕著であり、No. 38, 39は事業実施計画にも表わされている労務管理セミナーなど直接的な（顔を合わせての）啓発計画をプランに表記するべきと考えます。
19. 「事業番号40 男性の家事・育児への参画促進」
男性が生きやすい雰囲気や環境づくりや男女が協力して子育てをしていくための施策も重要です。「育児休業を1週間でもとりませんか？」といった、男性の働き方への提案を市はしても良いのではないのでしょうか。また、出産後DVが始まるケースも多いと聞きます。子育ては親育てでもあり、イライラしたり怒りがでたりすることもあるけれど、それをどう乗り越えるかなどを教え

て頂きたい。同様に困ったり、悩んだりしたらまず気軽に相談していいということも伝えて頂きたい。

20. 「課題3 子育てへの社会支援 を 子育て・高齢者介護・障害者介護への社会的支援」に変更。

子育てだけでなく介護者への社会的支援も必要です。高齢者・障害者の支援は重要目標5 課題2の施策の方向に記載してありますが、視点が異なると考えます。

21. 「事業番号42 保育と相談支援体制の充実」

22. 「事業番号43 ファミリー・サポート・センター事業と子育て短期支援事業の充実」

23. 「事業番号48 放課後の児童に対する施策の充実」

一市民として、まだまだ、子どもの預け先を簡単には探すことができないと感じています。公立保育園の一時保育も申込み開始時間に電話しても繋がらなく、繋がった時には既にキャンセル待ちしかないという状況を経験しています。引き続き施策の拡充とファミリー・サポート・センター事業等の様々な広報媒体を使った周知などにも取り組む必要があると考えます。

「重点目標4」性の尊重とあらゆる暴力の根絶

24. 「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を反映した書き換えと、ワンストップ支援など支援策のブラッシュアップを検討してほしい。

25. 市民意識調査の結果を見ても、DVの実態がありながら、被害者自身が気づいていなかったり、暴力という認識がなかったりという現状が見受けられます。講座や気軽に見ることができるパンフレット等での啓発を望みます。また、加害者に対しても、感情のコントロール方法を教えるなど、相談や講座などを通しての働きかけが必要だと考えます。

26. 暴力がある家庭に育つと、子どもにとって、暴力があたりまえになり、暴力が連鎖する恐れがあります。長期的には暴力を振るわない社会を目指してい

くことが重要です。そのためには、①子どもの頃から暴力ではなく、言葉で表現し、コミュニケーションをできるような教育、②孤立世帯をつくらないよう、地域社会がお互いに優しく見守ることができるようなコミュニティづくりが重要です。

27. プランの全事業の中から「暴力の学び取り」を防ぐような事業」を抽出し、重点目標4の一環としても取り扱うのがよいと考えます。例えば「事業No. 15 人権に関する学習機会の充実」：この中で、教師のみでなく小学生にも直接働きかけておられ生涯的な効果が期待されます。その他「重点目標3及び5」の中にもワーク・ライフ・バランス推進や高齢者の自立と介護者への支援など暴力予防につながる事業が多いと思われまます。

28. 「課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向2 セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者への支援」

セクハラへの企業周知の拡充とマタニティ・ハラスメント防止啓発の実施を望みます。

29. 「課題2 児童・高齢者に対する暴力の根絶」

児童に関して、現事業の防御ネットにかからず、守られる機会を失った子どもへの暴力や、子ども間の暴力に対する事件の多さがニュース等から感じられます。もちろん殆どの関係者はそれも踏まえての活動でご苦労されているでしょうし、事業内容としても予防・早期発見を目指していますが、結果的に、相談を受ける機会や少し相談があっても実態が伝わらず対処の機会を失することも少なくないようです。故に、せつかくの家庭訪問努力などがもっと活きるような仕組みにしていきたいです。

また、高齢者に関して、健康だが衰えが顕著な人、病気を抱えている人、強がったり逆に弱気になったりしている人、金銭的なこと等々、介護者がそれぞれの状況に対応できず虐待につながるようなケースを考えると「予防ネットワークや相談窓口の充実」は現行通り不可欠と考えます。同時に、相談を受ける人が活用できる介護制度になるよう「重点目標5」で取り組む必要があります。

「重点目標 5」 男女の心身の健康への支援

医療費助成の相談から、DVが判明したり、離婚に関する相談が必要だったりするケースが多くあります。どこの窓口で相談したとしても、関連する部門につながり、市民が必要とするサービスが享受できるよう、相談者の立場にたった行政サービスを望みます。

30. 「課題 1 男女の健康保持・増進とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの保護」 施策の方向 2 生涯にわたる健康づくりの促進

No.60～65 の事業は男女共同参画に直結していないともいえそうであるが、それぞれ重要であり、健康保持増進目標に穴を造らないため引き続きプランとして残してはと考えます。

31. 「課題 2 援助を必要とする男女への支援と自立の促進」

「高齢者在宅サービスの充実」は、認知症ほか最も困難な問題に、予防対応含め強く照準を当ててはいかがでしょうか（＝事業特化への提案）。尚、「社会参加促進」については、高齢者というより全世代を対象にしていきたい。

32. 「施策の方向 3 障がい者の社会活動の促進と生活への支援」

障がい者の中でも「高齢者」への視点を取り入れた施策も必要であると考えます。

33. 「事業番号 81 ひとり親などへの支援」

34. 「事業番号 82 経済的援助を必要とする家庭への支援」

市内に住んでいる未婚のひとり親の窮状を聞く機会がありました。複数のアルバイトを掛けもって、何とかしのいでいるが、子どもに本も買えない、ということでした。こうした、ひとり親でも子を育てていくことができるような社会を作るためにも、施策がもっとあってもいいのではないかと考えます。

以上